| | | 日 | 号外 | ページ |
|---|---|---|---|---|
| 九五四 | 漁業近代化資金融通法施行規程の一部を改正する件 | 一八 | | 五 |
| 九五五 | 農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件 | 一八 | | 六 |
| 九五六 | 肥料の登録の有効期間を更新した件 | 一九 | | 三 |
| 九五七 | 生産業者の名称及び住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があった件 | 一九 | | 五 |
| 九五八 | 肥料の登録が失効した件 | 一九 | | 六 |
| 九五九 | 農薬を登録した件 | 一九 | | 六 |
| 九六〇 | 作物統計調査の農林水産大臣が定める件の一部を改正する件 | 一九 | 136 | 一〇 |
| 九六一 | 災害にかかった農地に代わる農地を造成するのに要する標準的な費用の額の算定方法を定める件 | 二〇 | | 二 |
| 九六二―九六九 | 保安林の指定をする件 | 二〇 | | 五 |
| 九七〇 | 組換えＤＮＡ技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手続の一部を改正する件 | 二〇 | 137 | 六五 |
| 九七一 | 組換えＤＮＡ技術応用飼料及び飼料添加物の製造基準の一部を改正する件 | 二〇 | 137 | 七五 |
| 九七二―九八七 | 保安林の指定をする件 | 二三 | | 二 |
| 九八八 | 植物防疫法施行規則別表一の第一の二の項の農林水産大臣が指定する有害動物及び同表の第二の二の項の農林水産大臣が指定する有害植物の一部を改正する件 | 二三 | 139 | 三八 |
| 九八九 | 輸入植物検疫規程の一部を改正する件 | 二三 | 139 | 三九 |
| 九九〇―九九七 | 保安林の指定をする件 | 二四 | | 五 |
| 九九八 | 特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件 | 二四 | | 七 |
| 九九九 | 即席めんの日本農林規格の一部を改正する件 | 二五 | | 二 |
| 一〇〇〇 | 手延べ干しめんについての生産行程管理者の認証の技術的基準の一部を改正する件 | 二五 | | 二 |
| 一〇〇一 | 人工光型植物工場における葉菜類の栽培環境管理の日本農林規格の一部を改正する件 | 二五 | | 二 |
| 一〇〇二 | 人工光型植物工場における葉菜類の栽培環境管理についての取扱業者の認証の技術的基準の一部を改正する件 | 二五 | | 二 |
| 一〇〇三―一〇〇一四 | 保安林の指定をする件 | 二五 | | 四 |
| 一〇〇一五 | 動物用生物学的製剤基準の一部を改正する件 | 二六 | | 二 |
| 一〇〇一六 | 種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件 | 二六 | 144 | 二〇 |
| 一〇〇一七 | 種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件 | 二六 | 144 | 二四 |
| 一〇〇一八 | うなぎ養殖業につき、その許可をすべき水産動植物の総量等及び許可を申請すべき期間を定める件 | 二七 | | 二 |
| 一〇〇一九―一〇〇二六 | 保安林の指定をする件 | 二七 | | 四 |
| 一〇〇二七 | 粗糖の平均輸入価格等を定めた件 | 二七 | | 五 |
| 一〇〇二八―一〇〇三五 | 保安林の指定をする件 | 三〇 | | 五 |
| 一〇〇三六 | 保安林の指定施業要件を変更する件 | 三〇 | | 六 |
| 一〇〇三七 | 農業委員会等に関する法律施行令第七条第二項の規定に基づき、同条第一項各号のいずれにも該当する市町村を公告する件 | 三〇 | 147 | 三七 |
| 八七 | 中小企業信用保険法第二条第五項第一号の事業者を指定する件 | 三 | | 六 |
| 八八 | 原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金交付規則の一部を改正する告示 | 六 | 125 | 七二 |
| 八九 | 電気事業法第七十二条の規定に基づき登録適合性確認機関の代表者の氏名の変更の届出があった件 | 九 | | 三 |
| **○経済産業省** | | | | |
| 九〇 | 中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件の一部を改正する件 | 一一 | | 九 |
| 九一 | 輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件 | 一二 | | 二 |
| 九二 | 高圧ガス保安法第三十九条の十三に基づき認定高度保安実施者を認定した件 | 一二 | | 四 |
| 九三 | 高圧ガス保安法第二十条第三項第二号及び第三十五条第一項第二号の認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者を認定した件 | 一二 | | 四 |
| 九四 | 商標法第四条第一項第二号及び第五号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたスイス連邦の紋章等を指定した件 | 二三 | 139 | 四〇 |
| 九五 | 商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたアメリカ合衆国の記章を指定した件 | 二三 | 139 | 四〇 |
| 九六 | 商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された欧州ジェンダー平等研究所の標章を指定した件 | 二三 | 139 | 四〇 |